

諮問日：令和5年8月14日（令和5年度（情）諮問第25号）

答申日：令和6年2月22日（令和5年度（情）答申第39号）

件名：大阪地方裁判所における再審事件について同じ部で同じ裁判長が担当することになる理由が分かる司法行政文書の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定回再審しているが、毎回同じ部（特定民事部）で同じ裁判長が担当することになることが分かる司法行政文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が、①「再審請求を毎回同じ部で担当することになることが分かる文書」について「令和5年度大阪地方裁判所 事務分配 裁判官の配置 開廷日割 代理順序（令和5年1月1日現在）」（以下「本件特定文書」という。）の抜粋部分（以下「本件開示対象文書」という。）に係る情報を提供し（以下「原判断1」という。）、②「再審において、毎回同じ裁判長が担当することになることが分かる文書」について作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断2」といい、原判断1と併せて「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪地方裁判所長が令和5年6月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

大阪地方裁判所からの開示文書は、ほとんどマスキングされており（ただし、マスキングしているのかわからないようにするためか、黒色ではない）内容が全くわからないものである。申立人が今回特定回の再審請求をしている時期は、

令和5年度ではない特定年度からであるから、「令和5年1月1日現在」のものを提出されても時期が合わない。本件は行政文書であり、法律に基づくものではない。憲法や法律に規定に則った定めでなければならないはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 大阪地方裁判所は、本件開示申出の内容について、①「再審請求を毎回同じ部で担当することになることが分かる文書」及び②「再審において、毎回同じ裁判長が担当することになることが分かる文書」と整理し、探索を行った上で、①について、本件特定文書のうち本件開示申出に係る部分のみを苦情申出人に提供し（取扱要綱記第10の2）、②については対象となる文書が存在しなかったことから不開示の判断を行った。

2 これに対し、苦情申出人は、上記1の①に係る判断につき、他の年度の文書を開示していないのは不自然であるなどと主張している。

3 この点、大阪地方裁判所は、本件開示申出書や令和5年3月8日付け聴取書（以下「聴取書」という。）に基づき上記1のとおり申出事項を整理しているが、本件開示申出書や聴取書の記載内容を踏まえると、上記1の整理は相当である。

また、大阪地方裁判所が上記1の整理に基づき探索を行ったところ、上記1の①に係るものとして「大阪地方裁判所 事務分配 裁判官の配置 開廷日割代理順序」という標題の文書が複数年度分存在したが、それらの各文書中、上記1の①の申出内容に係る記載はいずれも同一であり、本件開示申出書や聴取書には開示を求める文書の作成時期等の指定はなされておらず、最新のものの開示を求める趣旨であると理解されたことから、令和5年度の文書を提供したものである。

4 苦情申出人は、その他縷々主張するが、原判断が相当であることは上記で述べたとおりであり、それらの主張はいずれも原判断の相当性を左右するものではない。

- 5 なお、苦情申出人は、提供された文書がほとんどホワイトマスキングされており内容が全く分からないとも主張しているが、当該文書の大部分が申出内容と無関係な記載であることから、申出内容に照らして必要な部分だけを提供したものである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年8月14日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和6年1月19日 審議
- ④ 同年2月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断1について

最高裁判所事務総長の上記説明によれば、大阪地方裁判所は、本件開示申出の内容について、①「再審請求を毎回同じ部で担当することになることが分かる文書」及び②「再審において、毎回同じ裁判長が担当することになることが分かる文書」と整理したとのことであり、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出文書について上記のとおり整理したことは合理的である。

また、同説明によれば、大阪地方裁判所は、上記①に該当する文書として本件特定文書を特定したが、その趣旨について、本件特定文書と同様の標題である文書が複数年度分存在したが、各文書中、①の申出内容に係る記載はいずれも同一であり、本件開示申出書や聴取書には開示を求める文書の作成時期等の指定がされていないことから、最新のものの開示を求めるものと理解されたために、そのうち最新の文書として本件特定文書を提供したということである。本件開示対象文書には、再審事件を再審の対象となった裁判をした部に配付する旨が記載され、これによれば、複数回再審の申立てが行われた場合であっても同一の部に配てんされることが容易に理解されるから、上記①に該当する文

書であるということが出来る。また、同一の記載内容を含む文書が複数存在する場合に、いずれか一つの文書の抜粋部分を提供することは、取扱要綱記第10の2の定めに基づく情報の提供として相当であるといえるから、同様の標題を冠する複数の文書のうち最新のものとして本件特定文書を提供したという上記説明にも不合理な点は見当たらない。

苦情申出人は、提供された文書のうちほとんどがマスキングされているために内容が全く分からないなどと主張しているが、上記のとおり、本件開示対象文書には本件開示申出に沿う内容が記載されていると認められる。

2 原判断2について

最高裁判所事務総長の説明によれば、②「再審において、毎回同じ裁判長が担当することになることが分かる文書」については対象となる文書が存在しなかったことから不開示の判断を行ったということであるが、特定の事件が特定の部に配てんされた後、当該事件の担当の裁判官の構成及びその裁判長の指定については、一般に、部の処理に委ねられているといえるから、②に該当する司法行政文書が存在しないとしても不自然であるとはいえない。

その他に大阪地方裁判所が②に該当する文書を保有していることをうかがわせる特段の事情も認められない。

3 以上のとおり、原判断1については、大阪地方裁判所が本件開示申出文書として本件特定文書を特定した上、取扱要綱記第10の2の定めに基づく情報の提供として本件開示対象文書を開示したことが相当であり、原判断2については、大阪地方裁判所が本件開示申出文書を保有していないと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子